

⑥ 小児抗菌薬適正使用支援加算及び小児科外来診療料の見直し

第1 基本的な考え方

小児の外来診療における抗菌薬の適正使用を推進する観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象疾患について見直すとともに、処方等に係る評価体系の見直し等を踏まえ、小児科外来診療料について評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 小児抗菌薬適正使用支援加算の対象疾患に、急性中耳炎及び急性副鼻腔炎を追加する。

改 定 案	現 行
<p style="text-align: center;">【小児科外来診療料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者であつて、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。</p> <p>※ <u>小児かかりつけ診療料</u>についても同様。</p>	<p style="text-align: center;">【小児科外来診療料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症又は急性下痢症により受診した患者であつて、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。</p>

2. 新型コロナウイルスの検査の取扱いの変更及び処方等に係る評価体

系の見直し等を踏まえ、小児科外来診療料の評価を見直す。

改 定 案	現 行
【小児科外来診療料】 1 保険薬局において調剤を受ける ために処方箋を交付する場合 イ 初診時 <u>604点</u> ロ 再診時 <u>410点</u> 2 1 以外の場合 イ 初診時 <u>721点</u> ロ 再診時 <u>528点</u>	【小児科外来診療料】 1 保険薬局において調剤を受ける ために処方箋を交付する場合 イ 初診時 <u>599点</u> ロ 再診時 <u>406点</u> 2 1 以外の場合 イ 初診時 <u>716点</u> ロ 再診時 <u>524点</u>